

愛知県の取組 新川流域水害対策計画の進捗状況等について

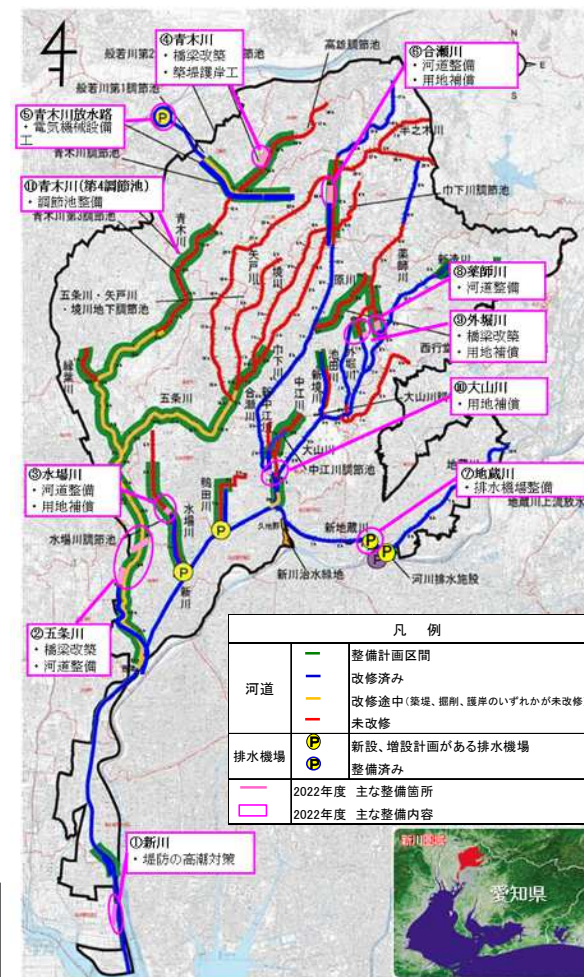
1. 新川流域水害対策計画の進捗状況について

○流域水害対策計画とは

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づいて、**河川管理者・下水道管理者及び地方公共団体が共同で浸水被害の防止を図るための計画**であり、新川流域では2007年10月に策定し、効率的な浸水被害対策に取り組んでいます。

○2022年度の取組状況

- 新川流域水害対策計画では、①河川の整備、②下水道の整備、③その他流域の整備を連携して実施することで、概ね30年間で年超過確率1/10（63mm/hr）の降雨に対し、著しい浸水被害（住宅床上浸水被害）を解消することを目的としています。
- 2022年度においても、各種整備に取り組んでおり、新川流域の浸水被害低減に寄与しています。



凡例	
—	～2021年度まで
—	2022年度整備箇所

2. 流域治水啓発活動について

総合治水対策協議会では、流域住民の皆様の治水に対するご理解とご協力が重要であることから、1991年度に毎年5月15日から21日の間を「総合治水推進週間」と定め、総合治水対策の取組を幅広く知ってもらうため、各種PR活動を実施してきました。

2022年度から流域水害対策協議会として、引き続き啓発活動を実施してまいります。

＜参考 2023年度に実施した啓発活動＞

＜流域水害対策協議会Webサイト＞



啓発パネルの展示



<https://www.pref.aichi.jp/site/ryuikichisui/>